

## 船舶事故調査報告書

平成28年6月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年10月10日 03時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市相浦港相浦1防波堤 相浦港1号防波堤灯台から真方位142°50m付近 （概位 北緯33°10.9′ 東経129°38.5′）
事故の概要	漁船第五十二紫龍 <sup>しりゅう</sup> は、北東進中、相浦1防波堤に衝突した。 第五十二紫龍は、船首部を大破し、相浦1防波堤に、擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十二紫龍、19トン NS2-23377（漁船登録番号）、エテルナ・ワコー株式会社 21.65m（Lr）×4.51m×1.91m、FRP ディーゼル機関、809kW（動力漁船登録票による）、平成19年2月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 26歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月20日 免許証交付日 平成24年2月9日 （平成29年8月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部を大破 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：03時44分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、長崎県五島市福江島西方沖の漁場を発進し、約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵により相浦港に向かった。 船長は、佐世保市大崎沖で手動操舵に切り換え、相浦港1号防波堤

	<p>灯台（以下「本件防波堤灯台」という。）の北方約120m沖の相浦港第1号灯浮標に向け、相浦港を北東進中、本件防波堤灯台の北方に出航船の红灯1個を視認した。</p> <p>船長は、出航船が南西方に向かうと考え、本件防波堤灯台の灯光を視認し、本件防波堤灯台まで距離があるように見えたので、先に出航船を通過させようと思い、右舵を取った後、速力を約7knに減じて引き続き出航船の動静を見ていた。</p> <p>本船は、船長が、出航船を左舷正横方に視認したのち左舵を取ったものの、目の前に相浦1防波堤（以下「本件防波堤」という。）が迫っていてどうすることもできず、平成27年10月10日03時00分ごろ本件防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、船長が、本事故の発生を船舶所有会社に連絡した後、浸水がなかったので自力で魚市場まで航行して水揚げし、その後、僚船によって佐世保市の造船所にえい航され、修理された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、相浦港へ出入航する際には、日頃から出入航船の動静に注意し、出航船がいる場合には出航船を優先させるようにしていた。</p> <p>船長は、右舵を取って先に出航船を通過させてすぐに左舵を取り、元の針路に戻せば本件防波堤を安全に通過できると思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、相浦港を北東進中、船長が、本件防波堤灯台の北方に視認した出航船を先に通過させようとして右舵を取った際、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位を確認しなかったことから、本件防波堤の間近まで接近していることに気付かずに航行し、そののち減速して左舵を取ったものの、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件防波堤灯台の北方に出航船の红灯を視認した際、本件防波堤灯台の灯光を視認し、本件防波堤灯台まで距離があるように見えたことから、右舵を取った後も引き続き出航船の動静を見ていて、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位を確認しなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、相浦港を北東進中、船長が、本件防波堤灯台の北方に視認した出航船を先に通過させようとして右舵を取った際、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位を確認しなかったため、本件防波堤の間近まで接近していることに気付かずに航行し、そののち減速して左舵を取ったものの、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目視のみならず、レーダー及びGPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。</li><li>・ 沿岸近くを航行する場合、障害物に接近しないよう船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

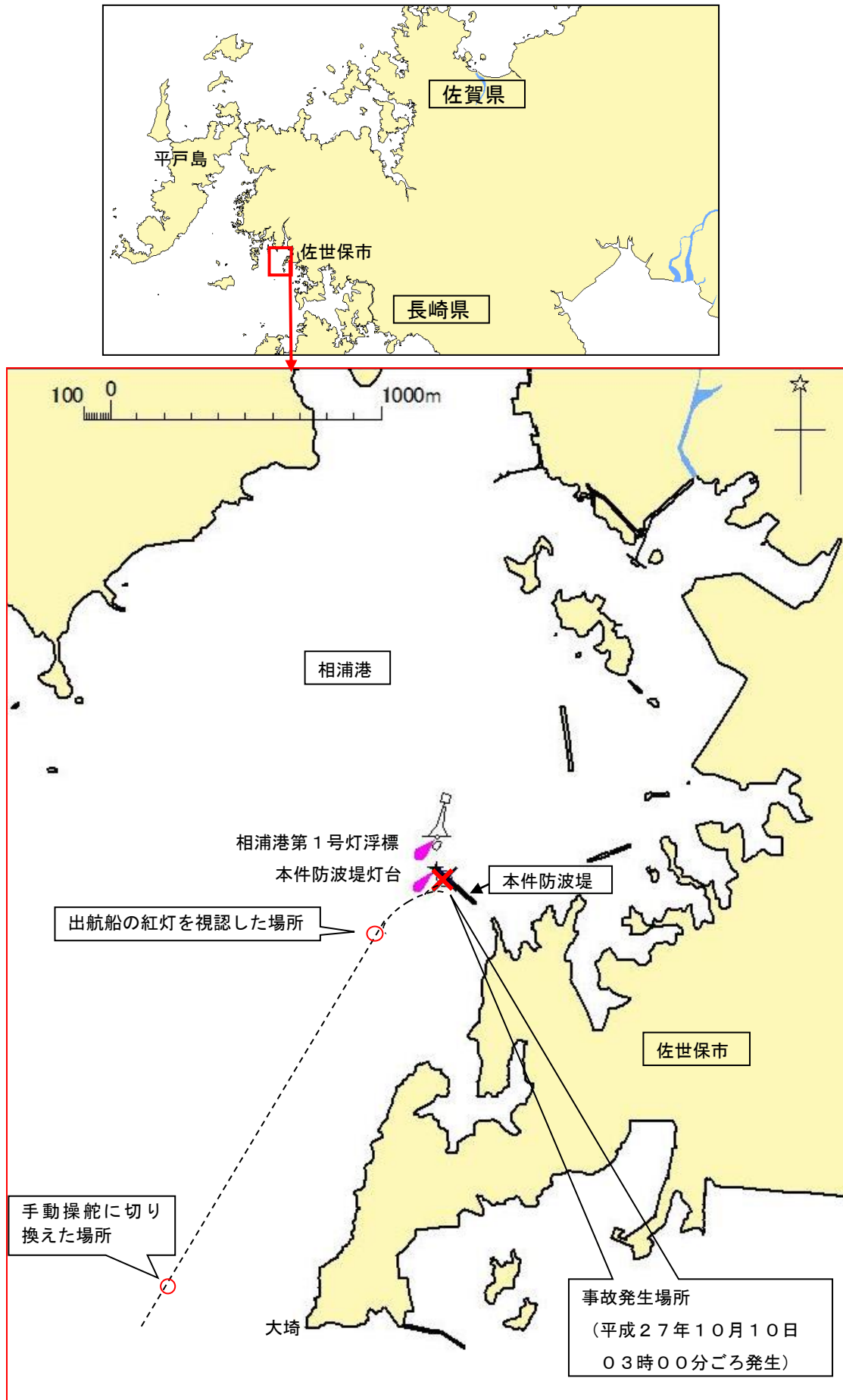


写真1 本船の損傷状況

